

議案第64号

区域外における公の施設の設置について

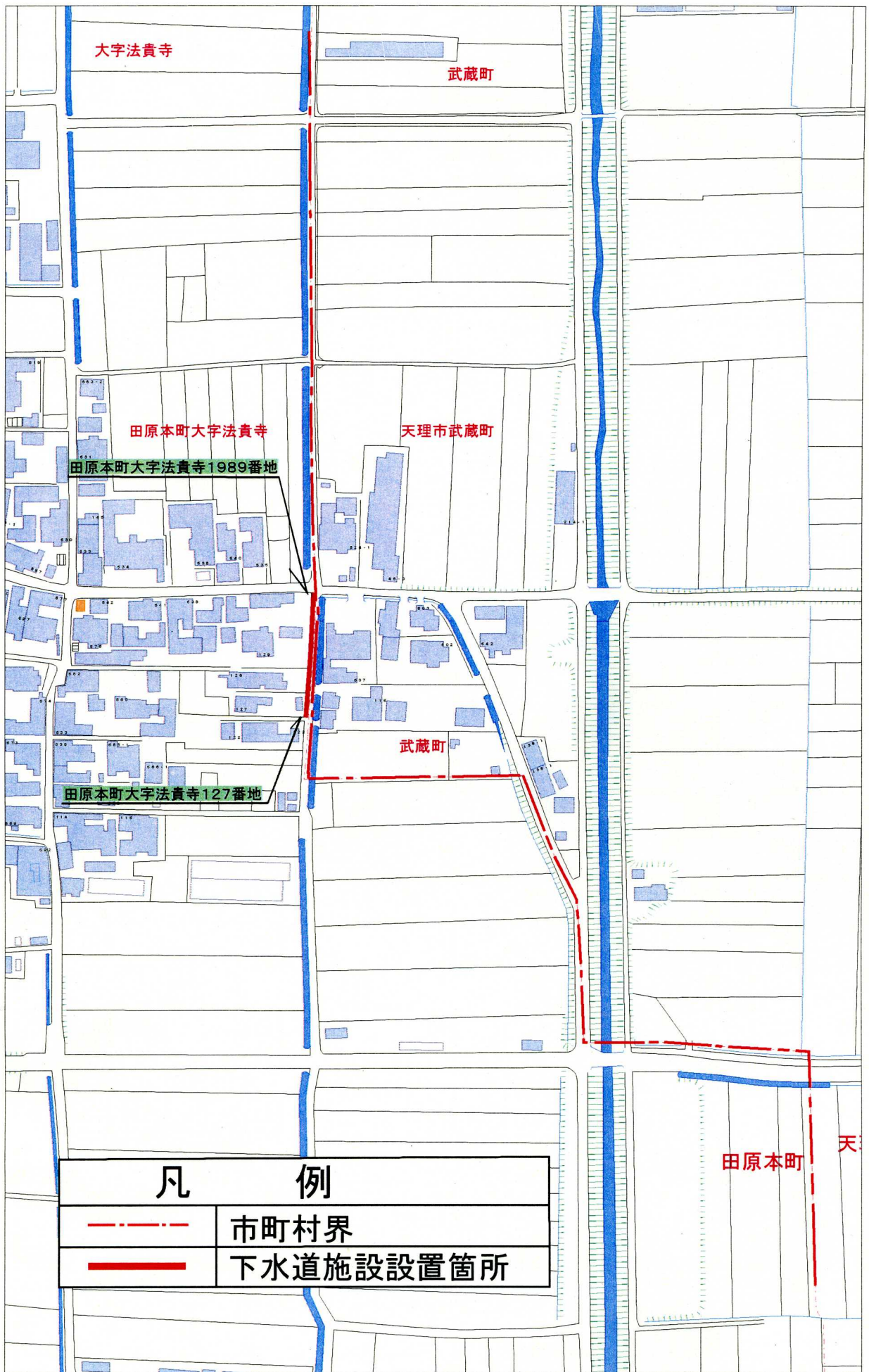
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、下記のとおり田原本町と協議の上、本市公共下水道施設を田原本町行政区域内に設置することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成18年9月7日提出

天理市長 南 佳 策

記

- 1 設置場所 磯城郡田原本町大字法貴寺127番地先から1989番地先まで
- 2 位置図 別紙のとおり
- 3 経費の負担 公共下水道施設の設置に要する経費については、本市が負担し、維持管理に要する経費の負担については、その都度協議する。
- 4 使用条件 公共下水道施設は、本市及び田原本町の住民の使用に供するものとし、使用料は当該市町の条例の定めるところによる。



凡 例

| | |
|---|-----------|
|  | 市町村界 |
|  | 下水道施設設置箇所 |

位置図

1:2500